



問題点を確認してみましょう

児童生徒と保護者の意志で応募しましょう

コンクールの主催者による、出品された作品の著作権などについての説明書類を、児童生徒ならびに保護者に配布し、作品を出品するかどうかを判断してもらいましょう。

作品の著作権はどこにあるでしょうか

児童生徒の制作した作品は著作物です。コンクールに出品した作品の著作権がどこに帰属するかは、募集要項などで確認しておきましょう。

Webページに作品や実名を無断で のせてよいでしょうか

Webページ上に児童生徒の作品や氏名を掲載する際には、本人ならびに法定代理人（保護者等）の同意が必要です。

他人の作品に手を加えてよいでしょうか

児童生徒の作品を、本人の意に反して勝手に変えてはいけません。本人ならびに保護者などの法定代理人に同意を得ましょう。色を変えることも同様ですね。

Webページに顔写真を掲載する 必要があるでしょうか

作品の入賞者の顔写真を掲載する必要があるかどうかをよく検討しましょう。掲載の必要があると判断できる場合は、インターネット上に公開した情報はインターネット上から完全に消去することができないこと、公開したデジタル写真はどこの誰がどのような形で利用するか分からないことを説明した上で、本人ならびに法定代理人（保護者等）の同意を得るとよいでしょう。

!! 感をみがき、観を養いましょう

日常の学校生活の中には、「情報モラル」の指導が必要な場面がよくあるものです。うっかり見逃しがちな場面について、日頃から意識をしておくことで、「情報モラル」の「感」（感性や勘）をみがくことができます。分からない時は、専門家に聞くことが大切です。しかし、「感」をみがかなければ、「分からないこと」も「分からない」まま、指導の機会は通り過ぎてしまいます。

「感」をみがいておくことで、児童生徒への「情報モラル」の指導観を養うことができます。また、分からないことを児童生徒とともに解決しようとする姿勢が必要です。情報モラルの指導では、教師も知らないことや判断に迷う場面に次々と直面します。感をみがき、観を養うことは、情報モラルの指導上の問題の解決にとっても必要なことなのです。

